

亀山市告示第76号

亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱（平成17年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「6,000円」を「7,000円」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第6条関係)

平成 年度国民健康保険脳ドック受診申込書

平成 年度国民健康保険脳ドックについて次のとおり申し込みます。

なお、亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱第2条第2項の規定の施行に必要な限度において、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

世帯主 平成 年 月 日

住所	亀山市									
氏名	印									
生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日				
電話番号										
携帯電話番号										
被保険者証記号番号										

受診者

氏名				
生年月日	昭和	年	月	日
希望日	月	日	月	日
	月	日	月	日
	月	日	月	日
どの日程でもよい			<input type="checkbox"/>	

受診者

氏名				
生年月日	昭和	年	月	日
希望日	月	日	月	日
	月	日	月	日
	月	日	月	日
どの日程でもよい			<input type="checkbox"/>	

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。